

証明書

次の対象に関する商業登記規則61条2項又は3項の株主は次のとおりであることを証明する。

対象	株主総会等又は 総株主の同意等の別	株主総会	←株主総会、種類株主総会、株主全員の同意、種類株主全員の同意のいずれかを記載してください。 種類株主総会等の場合は、対象となる種類株式も記載してください。
	上記の年月日	平成 29 年 11 月 1 日	←株主総会等の年月日を記載してください
	上記のうちの議案	第一号議案	←全議案又は対象となる議案を記載してください。 総株主等の同意を要する場合は、記載不要です。

	氏名又は名称	住所	株式数 (株)	議決権数	議決権数 の割合
1	織田信長	名古屋城	95	5	95%
2	豊臣秀吉	安土桃山城	5	5	5%
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
			合計	100	100%
			総議決権数	100	

証明書作成年月日	平成29年11月28日
商号	株式会社ホトトギス
証明書作成者	代表取締役 織田信長

登記所届出印

※ 商業登記規則第61条第2項

登記すべき事項につき次の各号に掲げる者全員の同意を要する場合には、申請書に、当該各号に定める事項を証する書面を添付しなければならない。

- 一 株主 株主全員の氏名又は名称及び住所並びに各株主が有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。次項において同じ。）及び議決権の数
- 二 種類株主 当該種類株主全員の氏名又は名称及び住所並びに当該種類株主のそれぞれが有する当該種類の株式の数及び当該種類の株式に係る議決権の数

※ 商業登記規則第61条第3項

登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の総株主）の議決権（当該決議（会社法第三百十九条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）の規定により当該決議があつたものとみなされる場合を含む。）において行使することができるものに限る。以下この項において同じ。）の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であつて、次に掲げる人数のうちいずれか少ない人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面を添付しなければならない。

一 十名

二 その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が三分の二に達するまでの人数